

いちご一会とちぎ国体輸送実施計画（第 1 次）策定業務仕様書

1 業務の目的

令和 4（2022）年に栃木県で開催するいちご一会とちぎ国体において、多数の参加が見込まれる選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者を、限られた時間内に安全かつ確実に輸送するため、輸送実施計画（第 1 次）を策定し、総合開・閉会式輸送計画の作成、輸送力の確保、交通対策などの輸送・交通業務を円滑かつ効率的に推進することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和 3（2021）年 3 月 15 日（月）までとする。

3 通則

受託者は、本業務を実施するにあたり、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「委託者」という。）との十分な協議のもとに作業を進めるものとする。また、本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に関する疑義が生じた場合には、委託者及び受託者が協議の上、定める。

4 委託内容

受託者は、「第 77 回国民体育大会 輸送・交通基本方針」、「第 77 回国民体育大会 輸送・交通基本計画」、「平成 29 年度 第 77 回国民体育大会 輸送・交通基礎調査業務委託報告書」（以下「輸送交通基礎調査」という。）など、委託者が貸与する既定の計画及び委託報告書等の内容を踏まえ、大会参加者及び一般観覧者（以下「輸送対象者」という。）を対象として、輸送実施計画（第 1 次）の策定を行う。その際、栃木県内の交通事情や輸送力を把握するとともに、現地調査等に基づく計画の検証を絶えず行いつつ、具体的かつ実効性のあるものとする。

なお、令和 2（2020）年度中に、いちご一会とちぎ国体における開・閉会式会場等整備基本設計、仮配宿計画、式典実施計画など、輸送交通業務に関連する各種業務の具体化が進行するため、必要事項の反映を常に行うこと。

また、全国で開催した同様のイベント情報（スポーツ大会以外を含む。）や新技術の発表、アイデアの導入事例など輸送交通業務に参考となる情報収集を積極的に行い適宜委託者に報告するとともに、計画への反映について検討すること。

(1) 総合開・閉会式輸送計画の作成

いちご一会とちぎ国体の総合開・閉会式における輸送業務に係る以下の項目を盛り込んだ総合開・閉会式輸送計画を作成すること。

ア 輸送条件の設定

(ア) データの分析及び課題の抽出・整理

輸送交通基礎調査結果を踏まえ、本県の最新の式典計画を反映した輸送計画作成や輸送実施における課題の抽出・整理を行うこと。

(イ) 計画輸送量の検証

上記(ア)に基づき、以下の計画検討の前提として用いる計画輸送量(輸送対象者数及び車両台数)を検証すること。

なお、計画輸送量は、計画検討の進捗に応じ、必要な調整を加えるとともに、輸送ルート(方面)別、輸送手段(計画バス、シャトルバス、乗用車等)別、参加区分別に集計すること。

イ バス輸送計画

(ア) 計画バス輸送計画

選手団、式典出演者、大会役員等を対象とした計画バスによる輸送計画を作成すること。

a 計画バスの輸送ルート、輸送人数、運行スケジュールの検討

計画バス輸送における選手団等の輸送ルート(県内広域図及び会場直近図)、輸送人数、運行スケジュール(方面別の指定集合地出発・到着予定時刻、会場側駐車場到着・出発予定時刻等)、を検討し、一覧表に整理し図示すること。

b 計画バスの必要車両台数の精査

上記aの検討を踏まえ、計画バス輸送に必要な車両台数を精査すること。

なお、台数の精査に当たっては、同一車両の副次利用、待機車両の活用、輸送ルート及び輸送人数に応じた大きさ・タイプのバス利用など、最大限効率的な利用を検討すること。

(イ) シャトルバス輸送計画

輸送拠点(駅、パークアンドライド(以下「P&R」という。)駐車場)候補地バス乗降場から会場側バス乗降場までのシャトルバスによる輸送計画を作成すること。

a 乗降場バース数、輸送ルート、輸送人数、運行スケジュールの検討

各輸送拠点別に乗降場バース数(駅及びP&R駐車場側、会場側)、輸送ルート(緊急時の予備ルートを含む。)、輸送人数、必要バス台数、バス運行スケジュールを検討し、一覧表に整理し図示すること。

b シャトルバスの必要車両台数の精査

上記aの検討を踏まえ、シャトルバス輸送に必要な車両台数を精査すること。

なお、台数の精査に当たっては、同一車両の副次利用、待機車両の活用、輸送ルート及び輸送人数に応じた大きさ・タイプのバス利用など、最大限効率的な利用を検討すること。

c 乗客の乗車時間分散方法の検討

シャトルバス輸送の円滑な実施に必要な乗客の乗車時間分散方法(参集時、離散時別)を検討すること。

ウ 駐車場・乗降場利用計画

以下により会場周辺のバス及び乗用車駐車場・乗降場、駅周辺のバス乗降場、P & R 駐車場・バス乗降場、タクシー乗降場等の利用計画を作成すること。

- (ア) 過去に県内において開催されたイベント等の駐車場等利用実績を基に、計画的かつ効率的な輸送を行うに当たって利用すべき駐車場・乗降場の選定
- (イ) 駐車場・乗降場の現地調査
- (ウ) 上記(イ)の調査を踏まえた駐車場・乗降場別の課題箇所の整理及び具体的な対策方法の提示
- (エ) 参加区分別・参集地域別の駐車場、乗降場の割当ての検討
- (オ) 駐車場・乗降場付近の誘導動線(参加区分別及び車両別)の検討
- (カ) 駐車場・乗降場別の場内利用計画の検討
 - 駐車可能台数の調査を行い、駐車区画線引き、乗降バース、車両待機スペース、車両転回スペース、乗客滞留スペース、仮設物設置箇所、車両、歩行者動線等を利用予定地別に図示
- (キ) 駐車場・乗降場別の整備計画の検討と概算経費の算出
 - 利用に当たって必要となる造成、改良工事、土入れ・ならし、草刈り、区画線引き、支障物の撤去・復旧等の検討と概算経費の算出
- (ク) 駐車場・乗降場別の仮設物設置計画の検討と概算経費算出
- (ケ) 駐車場・乗降場内の入出庫方法及びスケジュールの検討
- (コ) 駐車場・乗降場が不足する場合、新たな候補地の検討

エ 鉄道・路線バス輸送計画

(ア) 鉄道輸送計画

以下の業務を行い、総合開・閉会式輸送時に利用が想定される JR 宇都宮駅、雀宮駅、東武西川田駅に係る鉄道輸送計画を作成すること。

- a 駅別、輸送方面別の輸送可能人数の把握
 - 大会参加者及び一般観覧者の駅別、輸送方面別の輸送可能人数を把握すること。
- b 駅別、輸送方面別の増便・増結の検討
 - 円滑な鉄道輸送の実施に必要な輸送方面別の増便・増結について検討すること。
- c 鉄道利用への転換効果の検討
 - 一般観覧者等のシャトルバス利用者について、鉄道利用を促進することによるバス利用台数削減効果などを検討すること。
 - また、東武西川田駅から徒歩で来場する際の最適な歩行者動線について検討すること。

(イ) 路線バス輸送計画

- a 路線バスの運行ルート、輸送可能人数、動線計画の検討
 - 総合開・閉会式会場付近の路線バス運行ルート(距離、移動時間)を調査し、

輸送可能人数、バス停から会場までの動線計画を検討し、一覧表に整理し図示すること。

b 増便の検討

円滑な路線バス輸送の実施に必要となる増便の必要性について検討すること。

c 路線バスへの転換効果の検討

一般観覧者等のシャトルバス利用者について、会場周辺の路線バスの利用を促進することによるバス利用台数削減効果などを検討すること。

オ タクシー輸送計画

(ア) 総合開・閉会式終了後のタクシー利用計画（配車方法、待機場所、動線等の図面作成を含む。）の検討を行うこと。

なお、同計画は主となるタクシー事業者等と調整して作成すること。

(イ) タクシー営業区域内の事業者の車種別保有台数の調査を行うこと。

(ウ) 先催県（茨城国体、鹿児島国体）のタクシー輸送実台数を調査し、その結果を踏まえた配車・運行管理方法の提案を行うこと。

カ 交通対策

以下の業務を行い、交通対策を検討し表に整理し図示すること。

(ア) 信号現示・交通量調査の実施

交通対策の検討資料とするため、輸送交通の要となる主要交差点において、信号現示調査及び交通量や交通流の変化等を測定・記録すること。

調査日は令和2（2020）年10月上旬の土曜日（天候不良等により委託者が別日程を指示した場合はその日）とし、委託者が指示する時間帯を計測すること。

調査箇所は委託者と協議の上、決定する。

(イ) 交通誘導必要箇所の抽出

以下の検討に基づき、交通誘導や交通規制が必要な箇所を抽出すること。

a 大会関係車両（バス、乗用車、タクシー、バイク、自転車、その他車両）の会場周辺の円滑かつ安全な動線を検討すること。

b 大会参加者及び一般観覧者の駐車場・乗降場から会場までの円滑かつ安全な歩行者動線を図示し、効率的な輸送手段の導入を検討すること。検討に当たっては、会場内の動線計画との整合を図るとともに、異なる参加者区分間の交錯箇所の処理について特に留意すること。

c 交通総量抑制の観点から、会場周辺道路へ流入する一般交通の効果的な迂回誘導を行う方策を検討すること。

(ウ) 交通誘導要員配置計画（配置人数を含む）の検討

上記（イ）を踏まえ、交通誘導員の配置場所及び必要人数を検討し、要員配置計画図を作成すること。

(エ) 交通総量抑制広報計画の検討

交通総量抑制に効果的な事前広報の方法、実施スケジュールを検討すること。

(2) バス車両確保対策

いちご一会とちぎ国体において必要となるバス車両の確保に係る以下の業務を行うこと。

ア 県内バスの稼働状況調査

令和2（2020）年9月及び10月のバスの稼働状況を調査・集計すること。

イ バス事業者のバス提供可能台数調査

総合開・閉会式（リハーサルを含む。）開催日及び競技開催日の3日前から競技終了日の翌日までの期間において、県内及び近隣（福島県、茨城県、群馬県）各県のバス事業者別の保有台数、提供可能台数、提供率を調査し、県別、事業者別、日別に集計すること。

その際、観光バスタイプ（大型・中型・小型）、路線バスタイプ等の車種別に分類すること。

ウ バス確保対策等の提案

上記調査により、バス提供可能台数が、利用予定台数に不足すると考えられる場合は、その確保対策（競技会輸送に必要となるバスのあっせん制度の提案を含む。）といちご一会とちぎ国体開催までの関係機関との具体的な調整等業務スケジュールを提案すること。

エ バス借上料金案の提案、調整

令和4（2022）年度のバス確保に向けて、バス借上料金案（競技会輸送に必要なバス借上料金を含む。）を提案するとともに、対象となる関係団体との調整を行うこと。

なお、料金案の作成に当たっては、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成26年3月26日付け関東運輸局長公示）」に基づいた運賃・料金の設定を反映させること。

オ 関係機関への説明資料作成、説明等

バス確保に当たり、委託者が行う関係機関（各県バス協会、バス事業者等）への説明に係る資料を作成するとともに、説明時には必要に応じ同行し、説明の補助を行うこと。

(3) 会議運営支援等

ア 会議運営支援

本業務の効果的な調査・分析、提案を進めるため、委託者が開催する輸送・交通専門委員会（年2回程度開催予定）及び交通関係機関等との各種打合せに出席の上、意見を聴取し議事録を作成・提出するとともに、必要となる資料や情報を提供すること。また、必要に応じて本業務の実施状況等について報告・説明を行うこと。

なお、会議等において提案された意見等は、委託者と協議の上、本業務内容に反映すること。

また、委託者が行う関係機関（交通管理者、駐車場管理者等）への説明等におい

て使用する資料を作成すること。資料の作成に当たっては、輸送計画作成の過程で作成した資料を活用しつつ、委託者の指示に基づき対外的な説明にふさわしい体裁とすること。

イ 輸送準備業務の支援

いちご一会とちぎ国体の確実な実施のために、今後必要となる準備業務のスケジュール作成と必要経費の積算を行い、業務別・年度別にまとめた業務スケジュール案と見積書を含めた業務実施計画書を、委託者の指示する日時までに提出すること。

5 協議・打合せ等

業務における協議・打合せは、受託者における本業務の専従担当者が必ず立ち会うものとし、業務着手時、中間納品時及び成果品納入時に行うほか、委託者が必要とした場合は、随時、調査の進行状況について、協議・打合せを行うとともに、資料、情報の提供を行うこと。

6 資料の提供及び貸与

提供する資料等（データを含む。）は次のとおりとするが、別途必要な資料があれば、委託者が確認の上、貸与するものとする。受託者は、提供又は貸与を受けた資料を本業務終了後、速やかに委託者に返却すること。

- (1) 第 77 回国民体育大会 輸送・交通基本方針
- (2) 第 77 回国民体育大会 輸送・交通基本計画
- (3) 第 77 回国民体育大会 輸送・交通基礎調査業務委託報告書

7 権利義務の譲渡等

受託者はこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

ただし、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

8 成果品

(1) 成果品内訳及び納品数

- | | | |
|---|------------------|-----------------|
| ア | 輸送準備業務支援資料 | 1部 |
| イ | 輸送実施計画（第1次） | A4判カラー刷印刷製本 15部 |
| ウ | 輸送実施計画（第1次）（概要版） | A4判カラー刷印刷製本 15部 |
| エ | 会議運営支援資料 | 別途指示 |
| オ | 上記の原稿・原図・各種電子データ | 1セット |

(2) 納期

ア 輸送準備業務支援資料

契約締結後 10 日以内に上記 4（3）イに定める業務スケジュール案と見積書を含めた業務実施計画書を提出すること。なお、納品後、本業務の進捗に応じて修正の必要が生じた場合は、随時修正を行うこと。

イ 輸送実施計画（第1次）及び輸送実施計画（第1次）（概要版）

令和2（2020）年11月30日（月）までに中間報告として各5部及び電子データを提出すること。

令和3（2021）年3月15日（月）までに完成品を最終納品として提出すること。

ウ 会議運営支援資料

会議等の都度、委託者が指定した日時までに提出すること。

エ その他

本業務の円滑かつ効率的な実施のため、上記ア～ウの納期は、厳守すること。

また、上記ア～ウの納期に関わらず、受託者は委託者の求めに応じ、随時必要なデータ等を提出すること。

(3) その他

電子データの作成に使用するソフトウェアは、Microsoft Word、Microsoft Excel 及び Microsoft PowerPoint のいずれかにより編集が可能なものを原則とし、その他のソフトウェアを使用する場合は、委託者と別途協議するものとする。

保存媒体は、CD-R（RW）又はDVD-R（RW）を原則とする。また、保存媒体及び収納ケースの表面には本業務の委託年度及び委託件名等を付記すること。

成果品の納入後、内容に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

9 納入先

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局

（栃木県国体・障害者スポーツ大会局 施設調整課 宿泊・輸送担当）

10 検査等

成果品の納入後、委託者が検査を行う。

受託者は検査の結果、不合格となり成果品の補正を求められたときは、委託者の指定する日までに当該補正を行い、再検査を受けること。

11 著作権等

受託者は本業務の成果品に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）を、委託者に無償で納品時に譲渡するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。また、受託者は成果品に係る全てについて、委託者の承諾を得ずに第三者に公表、貸与及び使用させてはならない。

なお、委託者に組織改編等による変更があった場合には著作権は改編後の組織に、組織の解散があった場合には、栃木県に帰属する。

12 留意事項

- (1) 受託者は、業務全般の管理監督及び委託者と調整を行う管理責任者を置くとともに、本業務に関し十分な知識及び経験を有する者をもって適切に業務を実施すること。

- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令を遵守し作業を進めること。
- (3) 本業務に係る現地調査の実施に当たり、第三者の土地等に立ち入る必要のあるときは、事前に委託者と協議すること。なお、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (4) 個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (5) 受託者は、調査の実施に当たり、事前に調査箇所の現場状況を確認するなど安全対策を徹底し、調査員の配置計画等については十分留意すること。
- (6) 受託者は、本業務の趣旨を十分理解し、業務を進めること。

別紙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）その他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規程等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。